

東日本大震災被災者の方へ
福島第一原発事故被害者の方へ

東京三弁護士会 無料相談会のご案内

東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会では、下記のとおり、
無料面接法律相談会を実施いたします。

原発事故発生から間もなく3年目を迎えるこの時期、損害賠償請求権の消滅
時効期間について特別法が制定され、10年に延長され、不動産賠償等東京電
力への賠償請求についても、新しい動きがあります。

賠償に関する問題やみなさまの生活上の悩みや不安等についてぜひ
弁護士に気軽に相談してみてください。

皆様のお力になりたいと考えています。

記

日 時 平成26年2月8日(土)午後1時～午後4時30分

場 所 ①千代田区霞が関1-1-3 弁護士会館5階各会議室

②立川市緑町7-1 アーバス立川高松駅前ビル2階

(次頁地図をご覧ください)

◆ 面接法律相談をご希望される方は、下記担当事務局までお電話か電子メールで
ご予約下さい。

◆ 面接法律相談予約・問い合わせ先

第一東京弁護士会 法律相談課 震災担当事務局 Tel:03-3595-8575

電子メール: shinsaitanto@ichiben.or.jp

* 予約のお電話は、平日の午前9時30分～午後4時です。(2月8日の相談を希
望されることを最初にお伝え下さい)。

* 電子メールでの予約は、件名に「2/8 相談希望」と記載いただいた上、①お名前、
②電話番号、③相談希望時間、④相談場所(霞が関か立川)④居住されていた地
域を上記メールアドレスにご送信ください。翌業務日に折り返しご連絡を差し上げ、
予約時間を確定させていただきます。

なお、予約人数等によっては、ご希望に沿えない場合もございますので、ご了承
下さい。

* 電話による予約申込みは、2月7日(金)午後4時まで、電子メールによる予約
申込みは、2月6日(木)午後4時までお願いいたします。

弁護士会館（住所：千代田区霞が関1-1-3 5階）

東京メトロ 丸ノ内線「霞ヶ関駅」 B1-b 出口より直通

東京メトロ 日比谷線「霞ヶ関駅」 A1 出口より徒歩2分

東京メトロ 千代田線「霞ヶ関駅」 C1 出口より徒歩3分

東京メトロ 有楽町線「桜田門駅」 5番出口より徒歩5分



東京三弁護士会多摩支部（住所：立川市緑町7-1 アーバス立川高松駅前ビル2階）

多摩都市モノレール高松駅より徒歩3分



※ 会場の都合上、いずれも公共交通機関をご利用ください。